

防大教第1091号
平成10年11月12日

各 部 長
学術情報センター長 殿
各 学 群 長

防衛大学校長

国際防衛学セミナーの実施及び同実行委員会の設置について（通達）

改正 平成12年4月1日防大総第339号 平成19年1月9日防大総第7号
平成20年5月13日防大教第633号

標記について、下記のとおり定めたので通達する。
なお、防大教第78号（7. 2. 8）は廃止する。

記

1 目的

防衛大学校独自の学問分野である防衛学に関し、同種の教育研究を実施している諸外国の軍学校及び我が国の一般大学等の教官、研究員を対象として、次に掲げる目的のため、国際セミナー（以下「国際防衛学セミナー」という。）を実施する。

- (1) 防衛大学校における防衛学の教育研究の充実・発展を図るとともに、防衛大学校の新しい時代への対応に資する。
- (2) 参加各国の防衛学の教育研究の充実・発展に寄与するとともに、我が国との安全保障に係わる相互理解の促進に寄与する。
- (3) 国内の一般大学の防衛学に関連する学部・学科及び部内外の同種研究機関の教官、研究員に対し、相互理解の場を提供し、相互啓発に資する。

2 国際防衛学セミナー実行委員会の設置

- (1) 国際防衛学セミナーに係わる企画及び調整を行うとともに、同セミナーを円滑に実施するため、防衛大学校に国際防衛学セミナー実行委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (2) 委員会の組織及び任務は、別表のとおりとする。
- (3) 防衛大学校長は、委員会に出席するものとする。

3 国際防衛学セミナーの実施

国際防衛学セミナーの実施時期及び実施要領については、委員長が別に定めるものとする。

4 委員会の運営

- (1) 委員長は、必要に応じ、委員会を開催し、会務を総括する。
- (2) 委員長は、必要に応じ、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- (3) 委員長は、委員会の任務に必要な事項に関し、関係各課及び各学群の協力を求めることができる。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長が相互に協議し副委員長の一人が、その職を代理することができる。

5 委任規定

この通達に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

国際防衛学セミナー実行委員会	
委員長	幹事
副委員長	副校長（管）、副校長（教）
委員	総務部長、教務部長、防衛学教育学群長、その他委員長が指名する者
任務	1 セミナーに関する基本的事項（中長期計画の策定及び見直し等）の決定 2 セミナーの実施に関する主要事項（当該年度の大綱等）の決定 3 その他委員会で必要と認めた事項

国際防衛学セミナー実行委員会事務局	
事務局長	防衛学教育学群の副学群長、センター長又は各室長から委員長が指名する者
事務局員	1 関係学群長が推薦し、委員長が指名する者 若干名 2 総務部長及び教務部長が推薦し、委員長が指名する者 若干名
任務	1 委員会の運営及び会務に必要な事務 2 委員会で決定された事項の実行に関わる計画・通達等の策定・発簡及び関連事務 3 基調講演者の選定・調整 4 諸外国及び国内各機関との連絡・調整（公電処置等）に関する事項

実行部会	
部会長	防衛学教育学群各教育室長のうちから委員長が指名する者
任務	当該年度のセミナーの計画、調整及び実施（委員会事務局の所掌に属するものを除く）

企画・統制部	
長	実行部会長が指名する者
任務	1 業務の企画統制 2 関係機関等との調整 3 その他部会長に命ぜられた事項

発表・討議部	
長	実行部会長が指名する者
任務	1 発表・討議の計画 2 討議の司会・進行 3 参加者との調整 4 通訳等との調整 5 討議資料の整理 6 その他部会長に命ぜられた事項

運営部	
長	実行部会長が指名する者
任務	1 研究会場の運営 2 その他企画等の実施 3 その他部会長に命ぜられた事項

管理部	
長	総務部長が指名する者
任務	1 宿泊・給食 2 招宴の計画・実施 3 車両運用 4 広報 5 会計 6 その他部会長に命ぜられた事項